

小さな経営革新チャレンジ支援事業実施要領

第1 趣 旨

小規模でも収益性の高い農業を展開する農業者は、中山間地をはじめとした農村における重要な担い手であり、その役割は大きなものがある。

こうした農業者が取り組む「農産物生産」「流通・販売」「6次産業」等の分野での新規チャレンジに向けた様々なニーズにきめ細かく応えていくためには、専門知識を有し、地域に密着した活動を展開している普及指導員の伴走支援が欠かせない。

普及指導員が本事業を活用しながら普及指導活動を行うことで、小規模でも経営革新に取り組む農業者の経営発展を促し、中山間地をはじめとした農村の活性化につなげる。

第2 事業の内容等

事業実施主体、事業内容、事業期間、採択基準及び補助率等については別表のとおりとする。

第3 事業の実施等

1 事業実施計画

- (1) この事業を実施しようとする事業実施主体は、普及指導員と協議のうえ事業実施計画書（別記様式第1号）を作成し、普及指導員が作成した小さな経営革新チャレンジ支援事業チェックシートを添付して、所管の京都府広域振興局長（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町に所在する場合は、知事。以下、「広域振興局長等」という。）に提出するものとする。
- (2) 広域振興局長等は、提出のあった事業実施計画書を審査し、その内容が本事業の趣旨に照らして適当であると認めるときは、当該事業実施主体に対して実施計画の承認を行う。
- (3) 事業実施計画書の変更手続は（1）～（2）までを準用する。なお、事業実施計画の変更を要するものは、次に掲げるとおりとする。
 - (ア) 事業主体の変更
 - (イ) 事業費総額の2割を超える増減

2 補助金交付申請

- (1) 事業実施主体は計画承認を受けた後、農業振興事業費補助金交付要綱（昭和35年京都府告示第928号。以下「要綱」という。）第3条に基づく補助金交付申請書（別記様式第2号）を広域振興局長等に提出する。
- (2) 広域振興局長等は、申請内容が本事業の主旨に照らして適当と認めるときは、当該事業実施主体に対して補助金の交付決定を行うものとする。

3 事業内容の変更

要綱第4条の規定により知事の承認を受けなければならない変更は、要綱第2条の表の変更の欄に掲げるとおりとし、変更承認申請書（別記様式第3号）を広域振興局長等に提出するものとする。

4 事業の実施

この事業の円滑かつ確実な実施を図るため、事業実施主体は普及指導員の伴走支援のもと事業を実施する。

5 事業の着手

事業の着手は原則として、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）による交付決定に基づき行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない事情による場合は、事業実施計画の承認後に適正な理由を記した事前着手届を広域振興局長等に提出した上で、交付決定前に着手することができるものとする。

6 実績報告

要綱第5条に基づく実績報告は、実績報告書（別記様式第4号）によるものとし、普及指導員の確認を得て作成した事業実施報告書を添付し、広域振興局長等に提出する。

また、事業実施年度から起算して翌年度の事業実施状況や事業効果等について、普及指導員の確認を得て作成した事業実施状況報告書（別記様式第5号）により、事業実施翌々年度の4月末日までに広域振興局長等に報告する。

第4 助 成

府は、当該事業の実施に係る経費を予算の範囲内において、規則に基づき助成する。

第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、交付決定の日から交付決定年度の年度末までとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この実施要領は、平成27年6月2日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。